

万場高校 パソコン使用のルール

令和6年4月3日改訂
群馬県立万場高等学校

日頃の授業等では、みなさんが主体的に学習し、学習内容をより深く理解できるよう、学習用端末（パソコン）を使用することがあります。たいへん便利なものですが心配されることもたくさんあります。以下のルールを理解した上で、学習用端末を正しく使用してください。

貸与された学習用端末を使用する場合の貸与・使用に関する規程の詳細は、別紙の「学習用端末等利用上の注意」に書いてありますので、しっかり読んでください。

1 目的

- (1) 学習用端末（パソコン）は、学習活動のために使用する。
- (2) 学習活動以外に使用しない。

2 使用する場所と注意

- (1) 毎日学校に持参し、家庭で充電する。学校内で充電はできない。
- (2) 授業中は先生が使用を許可した場合にのみ使用する。
- (3) 基本、休み時間や放課後は使用しない。ただし、先生から許可を得た上で、指定した場所で使用することはできる。その場合、使用できる時間は昼休みと放課後とする。電気の消灯、戸締まりを忘れないこと。
- (4) パソコンの近くで飲食しない。
- (5) 無くしたり、盗まれたり、落としたり、水に濡らしたりしないように注意する。
- (6) パソコン本体に落書きしたり、磁石に近づけたりしない。
- (7) 使用しない時はケースにしまう。

3 健康

- (1) パソコンを使用する時は、正しい姿勢で、画面に近すぎないようにする。
- (2) 30分に一度は遠くの景色を見るなどして、目を休める。
- (3) 家庭で使用する場合、時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せず、休憩しながら使う。

4 禁止行為

- (1) パソコンを人に貸したり、使わせたりしない。
- (2) ユーザーID とパスワードは絶対に他人に教えない。
- (3) 学習に関係ないサイトの閲覧・利用・SNS への書き込み、写真・動画の配信は行わない。

- (4) 学校で許可した時以外、カメラは使用しない。
- (5) 自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレスなど）をインターネット上に書き込まない。
- (6) 相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることをインターネット上に書き込まない。

5 その他

- (1) パソコンやインターネットの接続などに異常があった場合は、速やかに教員に申し出る。

6 貸与された学習用端末(Chromebook)を使用する場合

- (1) パソコンは群馬県から貸与された（貸してもらった）ものです。壊したりなくしたりしないよう、大切に扱う。
- (2) 紛失したり、損傷した場合には速やかに教員に申し出て、「学習用端末等紛失・損傷届」を提出する。
- (3) 故意またや重大な過失によって損傷した場合は、修理代を負担する。
- (4) 卒業、転学、退学、留学、休学、パソコン使用ルールが守れない時には、パソコンと充電用ACアダプターを学校へ返却する。

★貸与されるもの

①学習用端末（DELL Chromebook3100 2-in1）・・・クロームブック

②充電用のACアダプター

※卒業時（退学等を含む）に返却します。保管ケースは、返却する必要はありません。

※令和6年度以降の入学生は貸与希望者にのみ貸与する。保管ケースは各自用意する。